

令和 7 年度

PTA 総会要項



令和 7 年 4 月 11 日 (金) ~ 4 月 18 日 (金) 午後 4 時

竜神中学校 HP にて WEB 審議

豊田市立竜神中学校 PTA

令和 7 年度 P T A 総会 次第

< 議 事 >

第 1 号議案 令和 6 年度 事業報告について

第 2 号議案 令和 6 年度 会計決算 並びに 会計監査報告について

第 3 号議案 竜神中学校 P T A 会費及び P T A 協力金の変更について

第 4 号議案 令和 7 年度 P T A 役員・会計監査（案）について

第 5 号議案 令和 7 年度 P T A 活動方針（案）について

第 6 号議案 令和 7 年度 事業計画（案）について

第 7 号議案 令和 7 年度 予算（案）について

第1号議案

令和6年度PTA事業報告

月	日	曜	実施事項	内容	竜神PTA	竜神中学校	竜神コミュニティ	県市P連関係
3	9	土	PTA 役員予定者研修会	PTA 活動研修	○			
4	5	金	入学式	行事参加	○	○		
	14	日	WEB 総会	事業報告、次年度計画	○			
	20	土	役員会①	PTA 総会結果、闘竜祭について、年間行事	○			
5	18	土	闘竜祭（体育祭）	行事参加	○	○		
6	9	日	防犯パトロール	よすが号による地域防犯パトロール	○		○	
	16	日	青少年健全育成のつどい	会への参加	○	○	○	
7	20	土	役員会②	新PTA 役員選考、新制服、地域部活動について	○			
8	24	土	豊田母と女性教師の会	会への参加	○			
9	28	土	役員定例会③	新役員選出について、市P連選出について	○			
11	1	金	虹竜祭（文化祭）	行事参加	○	○		
	16	土	役員会④	新役員選出、PTA・後援会申込、市P連選出について	○			
	29	金	西三北地域協働 生徒指導推進研究大会	会への参加	○			
12	14	土	役員会⑤	新役員選考結果、後援会会費（部活会費）について	○			
	8	日	防犯パトロール	よすが号による地域防犯パトロール	○		○	
1	18	土	役員会⑥	市P連選出、PTA・後援会申込書の集約	○			
3	7	金	卒業式	行事参加	○	○		
	8	土	役員会⑦ 新旧役員引継ぎ会	PTA 総会準備・資料作成・会計監査 新役員へのPTA活動研修	○			
4	9	水	入学式	行事参加	○	○		

令和6年度 PTA会計決算書

豊田市立竜神中学校PTA

○ 収入総額 2,874,337 円
 ○ 支出総額 1,831,111 円
 ○ 差引残高 1,043,226 円

(収入内訳)

項目	予算額	決算額	増減	備考
繰越金	919,837	919,837	0	
会費	1,953,000	1,866,000	-87,000	教員44人、前期578人、後期578人
雑収入	0	88,500	88,500	令和5年度吹奏楽バス代補助費
合計	2,872,837	2,874,337	1,500	

(支出内訳)

款項目	予算額	決算額	増減	備考
総務費	250,000	57,160	-192,840	
会議費	50,000	0	-50,000	会議費用等
印刷・消耗・通信費	100,000	0	-100,000	記録写真等
慶弔費	30,000	0	-30,000	香料・弔電等
負担費	70,000	57,160	-12,840	市・県P連会費等
事業費	880,000	861,295	-18,705	
総務部費	50,000	0	-50,000	運営費等
広報活動部費	0	0	0	竜神中だより等
成人教育部費	10,000	0	-10,000	活動費等
交通安全部費	10,000	26,400	16,400	活動費等
学年委員会費	70,000	0	-70,000	学年行事補助等
進路対策費	20,000	13,794	-6,206	進路指導補助等
研究奨励費	320,000	302,300	-17,700	購読図書・情報教育補助等
環境整備費	400,000	518801	118,801	緑化、校内整備、熱中症対策等
奨励費	940,000	691,566	-248,444	
学校行事費	520,000	574,126	54,126	各種行事、活動援助等
卒業記念品費	100,000	0	-100,000	卒業記念品
教科部活動費	320,000	117,430	-202,570	各教科必要物品等
予備費	802,837	221,100	-581,737	オンラインライブ配信費等
合計	2,872,837	1,831,111	-1,041,726	

会計監査の結果、適切に処理されていることを認めます。

令和7年3月8日

会計監査 海野 貴資

会計監査 太田 一介

令和6年度 後援会会計決算書

豊田市立竜神中学校 P T A

○ 収入総額	1,404,262 円
○ 支出総額	1,205,672 円
○ 差引残高	198,590 円

〈収入内訳〉

項目	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	備考
繰越金	260,581	260,581	0	
会費	1,062,000	1,143,600	81,600	前期551家庭 後期402家庭
雑収入	2	81	79	利息
合計	1,322,583	1,404,262	81,679	

〈支出内訳〉

項目	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	備考
部活動費	450,000	915,535	465,535	部活動用具等 他
教育推進費	90,000	0	-90,000	行事補助 他
環境整備費	0	0	0	施設修繕 他
負担金	580,000	290,137	-289,863	部活動大会参加費 他
その他事業費	10,000	0	-10,000	生徒指導補助 他
予備費	192,583	0	-192,583	
合計	1,322,583	1,205,672	-116,911	

〈差引残高〉

収入計	1,404,262 円
支出計	1,205,672 円
差引残高	198,590 円

残金 198,590 円は次年度へ繰り越し

会計監査の結果、正確かつ適正であったことを認めます。

令和7年3月8日

会計監査 海野 貴資

会計監査 太田 一介

令和6年度 P T A特別会計 決算書

- 収入総額 657, 522円
- 支出総額 46, 360円
- 差引残高 611, 162円

【収入内訳】 (円)

項 目	金 額	備 考
前 年 度 繰 越 金	370, 342	
資源回収収益・補助金	122, 740	資源回収収益
A I G 保 険 補 助 金	164, 440	A I G保険より
合 計	657, 522	

【支出内訳】 (円)

項 目	金 額	備 考
教 育 活 動 支 援 費	45, 810	学校賠償責任保険料
そ の 他	550	振込手数料
合 計	46, 360	

会計監査の結果、正確かつ適正であったことを認めます。

令和 7 年 3 月 8 日

令和6年度 P T A会計監査 海野 貴資

令和6年度 P T A会計監査 太田 一介

竜神中学校 PTA会費及びPTA協力金の変更について（案）

1 改正理由

令和6年度より、PTAへの加入確認を行った上で活動が始まった。会員でないご家庭で、本会の活動にご賛同いただけるところからはPTA協力金をいただき協力していただいている。ただし、全てのご家庭がPTA会員、もしくはPTA協力金を払っているわけではない。

例年、PTAからは卒業記念品を準備していたが、上記の状況をふまえ、令和6年度より卒業記念品を廃止とした。その分の額を差し引いて、以下の「2 改正（案）」のようにPTA会費、PTA協力金の見直しを行いたい。

2 改正（案）

現在	改正（案）
会員一世帯につき月額250円とし、集金は学期単位としている。PTA協力金についても同額をいただいている。 ※年額3,000円	月額200円 ※年額2,400円

3 その他

以下のように「豊田市立竜神中学校PTA会則」の改正を行う。

※青字箇所：修正箇所

【本会の会費】

第7条 会費は、教員と会員一世帯につき月額**200**~~250~~円とし、集金は学期単位とする。

また、非会員だがPTA活動に協力していただける世帯から、会員と同額を竜神中学校PTA協力金として集金する。

<附 則>

この会則は昭和48年5月11日より実施する。

・・・中略・・・

令和7年4月18日一部改正 第7条 会費250円→200円

第4号議案

令和7年度PTA役員・会計監査（案）

役 職	氏 名	小学校区等
会 長	近藤 清美	竹 村
副 会 長	教 頭	竜神中学校
副会長 A	堀 和恵	竹 村
副会長 B	榎並 恵美	竹 村
副会長 C	林田優美子	土 橋
書 記	三木 千穂	山 之 手
	教務主任	竜神中学校
会 計	久富かおる	土 橋
	校務主任	竜神中学校
会計監査 A	水野まどか	山 之 手
会計監査 B	富永千栄子	土 橋
顧 問	校 長	竜神中学校

令和7年度PTA活動方針（案）

＜スローガン＞

『楽しく、充実した

学校生活を応援』

～つながる、協力し合うPTA活動～

＜活動テーマ＞

- 1 より良い学びの環境へのサポート
- 2 変化しつつあるPTA活動への対応

第6号議案

令和7年度PTA事業計画（案）

月	実施事項	内容
3	新旧役員引継ぎ会 PTA総会準備	新役員へのPTA活動研修 会計監査・資料作成
4	入学式	行事参加
	PTA総会	審議結果の確認（昨年度同様に電子にて審議）
	役員会	第1回 年間計画の共有と各活動の進め方の議論
5	役員会	第2回 各活動の推進と情報共有, 虹竜祭支援確認
	虹竜祭（体育祭）	行事参加
	市P連総会	対象：新旧の市P連役員と理事のみ（紙面及び電子で審議）
6	役員会	第3回 各活動の推進と情報共有
	防犯パトロール	よすが号による地域防犯パトロール
	青少年健全育成のつどい	会への参加
7	役員会	第4回 各活動の推進と情報共有
8	豊田母と女性教師の会	会への参加
9	役員会	第5回 各活動の推進と情報共有, 次年度新役員調整
10	役員会	第6回 各活動の推進と情報共有
	虹竜祭（文化祭）	行事参加
11	役員会	第7回 各活動の推進と情報共有
	西三北地域協働生徒指導 推進研究大会	会への参加
12	役員会	第8回 各活動の推進と情報共有
	防犯パトロール	よすが号による地域防犯パトロール
1	役員会	第9回 各活動の推進と情報共有
2	役員会	第10回 各活動の推進と情報共有
3	卒業式	行事参加
	PTA総会準備 新旧役員引継ぎ会	会計監査・資料作成 新役員へのPTA活動研修
4	入学式	行事参加
	PTA総会	審議結果の確認

第6号議案

令和7年度後援会事業計画（案）

月	実施事項	内容	備考
4	P T A 総会	審議結果の確認	昨年度同様に電子にて審議
	部活動費執行	協会登録費支出	団体登録のみ支出 個人登録は支出しない
	負担金執行	大会参加費支出	私的大会参加費は支出しない
5	部活動費執行	協会登録費支出	団体登録のみ支出 個人登録は支出しない
	負担金執行	大会参加費支出	私的大会参加費は支出しない
12	役員会相談	協力費支出について	
	部活動費執行	協力費支出	支出額については役員会に相談
	負担金執行	大会参加費支出	私的大会参加費は支出しない
3	P T A 総会準備	会計監査・資料作成	

※必要に応じて、「支出に関する内容」や「会則に関する内容」について、役員会で協議を行う。

令和7年度 PTA会計予算(案)

豊田市立竜神中学校PTA

○ 収入総額 2,519,226 円

(収入内訳)

項目	予算額	備考
繰越金	1,043,226	
会費	1,476,000	200円×12か月×(570+45)
雑収入	0	
合計	2,519,226	

○ 支出総額 2,519,226 円

(支出内訳)

款項目	予算額	備考
総務費	250,000	
会議費	50,000	教育懇談会費用等
印刷・消耗・通信費	100,000	事務用品、写真、通信、輸送等
慶弔費	30,000	香料、弔電等
負担費	70,000	市・県P連会費等
事業費	950,000	
総務	50,000	運営費、各種総会研修会旅費等
交通安全費	10,000	活動費
学年委員会費	50,000	学年行事補助等
進路対策費	20,000	進路指導補助等
研究奨励費	320,000	購読図書・情報教育補助等
環境整備費	500,000	校内緑化、校内整備、熱中症対策等
奨励費	840,000	
学校行事費	520,000	各種行事、活動援助等
教科部活動費	320,000	各教科必要物品等
予備費	479,226	
合計	2,519,226	

令和7年度 後援会会計予算（案）

豊田市立竜神中学校 P T A

○ 収入総額 1,338,590 円

＜収入内訳＞

項目	予算額（円）	備 考
繰越金	198,590	
会 費	1,140,000	前期550家庭 後期400家庭
雑収入	0	利息
合 計	1,338,590	

○ 支出総額 1,338,590 円

＜支出内訳＞

項目	予算額（円）	備 考
部活動費	700,000	部活動用具等 他
教育推進費	0	行事補助 他
環境整備費	0	施設修繕 他
負担金	350,000	部活動大会参加費 他
その他事業費	0	生徒指導補助 他
予備費	210,590	
合 計	1,338,590	

豊田市立竜神中学校 P T A 会則（※R7 総会前時点）

【名称および事務局】

第 1 条 本会は豊田市立竜神中学校 P T A と称し、事務局を竜神中学校内に置く。

【会員の構成と権利】

第 2 条 本会の会員は、目的に賛同する竜神中学校に在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる者と教員で構成される。

第 3 条 すべての会員は、平等の権利と義務を有する。

【本会の目的】

第 4 条 本会は会員が相互に協力して、家庭と社会において、生徒の福祉を増進することを目的とする。（※福祉とは幸せや豊かさ）

【本会の活動】

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1) 各地区の相互連絡を密にし、家庭・学校及び社会における生徒の福祉を増進する活動。
- (2) 生徒の安全と健康の増進ならびに教育環境整備のための活動。
- (3) P T A 活動の振興を図るための研究と広報活動。
- (4) 生徒を取り巻く社会問題について研究協議する活動。
- (5) その他目的達成に必要な活動。

【他団体との協力】

第 6 条 本会は、生徒の福祉を増進のために活動する他の団体や機関と協力する。

【本会の会費】

第 7 条 会費は、教員と会員一世帯につき月額 250 円とし、集金は学期単位とする。

また、非会員だが P T A 活動に協力していただける世帯から、会員と同額を竜神中学校 P T A 協力金として集金する。

【本会の会計処理】

第 8 条 本会に関わる会計の経費は会費、その他の収入をもってあてる。

第 9 条 本会の会計処理年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【役 員】

第10条 本会に次の役員及び会計監査を置く。

会 長	1名
副 会 長	4名 (内1名は教員とする)
書 記	2名 (内1名は教員とする)
会 計	2名 (内1名は教員とする)
会計監査	2名

※役員は他の役員、会計監査を兼ねることはできない。

第11条 役員および会計監査の候補者選出については、役員・会計監査推薦委員会で行う。

第12条 役員および会計監査は、総会の承認を得て決定する。

第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、会長の諮詢に応じる。

【役員及び会計監査の任務】

第14条 役員及び会計監査の任務は次のとおりとする。

会 長	会務を総理し、本会を代表する。
副 会 長	会長を補佐し、会長に事故があったときは職務を代行する。
書 記	会議、その他重要事項を記録保管する。
会 計	会計事務を処理する。
会計監査	会計経理を明確に監査する。

【役員及び会計監査の任期】

第15条 役員および会計監査の任期は1年とし再任を妨げない。

【機関の体系】

第16条 機関の体系は以下とし、各機関で条項を定める。

- (1) 総 会 (全会員)
- (2) 役 員 会 (役員)
- (3) 特別委員会 (会長指名者)

第17条 各機関は顧問および教員の出席を要請し、意見や見解を求めることができる。

【①総会】

第18条 総会は全会員で構成され本会の最高決議機関とする。

第19条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年4月、臨時総会は役員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、会長が召集する。

第20条 以下の事項は総会で審議し、承認または決議されなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 監査報告（記載内容の適正を正しく監査するため2名で行う。）
- (4) 事業計画
- (5) 予算
- (6) 役員および会計監査の選出（推薦委員会の結果を報告する。）
- (7) 規約の改廃

第21条 総会の定足数は過半数とし、決議は過半数の賛成により可決される。

第22条 決議は、次のいずれかの方法に基づき実施すること。

- (1) 招集による決議
- (2) 書面（電子的記録を含む）による決議

【②役員会】

第23条 役員会は、役員で構成され総会で提案する議案を作成する他、本会の運営上緊急事項の処理にあたる。

第24条 役員会は、本会の執行機関とし、会長が招集し開催する。

第25条 役員会で提案された議案は総会で審議し承認されなければならない。

【③特別委員会】

第26条 特別委員会は、本会の目的及び活動を行うために、会長が必要と認めたときに置く。

【弔辞】

第27条 会員または会員の家族に弔事等が生じたときは、以下に示す内容に準じて弔意をあらわすものとする。
※ PTA協力金をお支払いいただいたご家庭にも同様の対応をする。

第28条 香料等の経費については、PTA本会計費から支出する。

区分	香料ほか	会葬	その他
生徒	10,000とさびし見舞 (2,000円程度の線香)と生花一基	PTA役員	弔問、通夜
生徒の父母	5,000とさびし見舞 (2,000円程度の線香)と生花一基	同上	同上
教職員	5,000とさびし見舞 (2,000円程度の線香)と生花一基	同上	同上

【遵守事項】

第29条 他のいかなる団体の機関の干渉も受けず、また特定の政党や宗教にも関与しない。

第30条 本会または、この会の役員の名で公私の選挙に立候補する、又は候補者を推薦しない。

第31条 学校の人事や管理にはいっさい干渉しない。

【個人情報の取り扱い】

第32条 本会の円滑な運営を図るため、利用目的を明確にした上で会員・生徒の個人情報を取得する。

<利用目的>

- (1) PTA会費・PTA協力金の集金業務、管理業務
- (2) PTA関連文書の送付
- (3) 役員並びに会計監査、会員等の名簿の作成
- (4) 委員、役員選出等の推薦活動
- (5) 広報誌、会報誌、学校ホームページへの掲載

第33条 本会における個人情報の管理者は会長、取扱者は役員・事務局とする。

第34条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また不要となった個人情報は、管理者立会いの下で適正かつ速やかに廃棄するものとする。

<附 則>

この会則は昭和48年5月11日より実施する。

昭和49年4月22日一部改正	第9条、第28条、および細則第1条
昭和50年4月15日一部改正	第31条 会費150円→200円
昭和52年4月16日一部改正	第31条 会費200円→150円
昭和53年4月23日一部改正	第23条、第24条、および細則第7条
昭和58年4月30日一部改正	第23条 生徒補導部→生徒育成部
昭和58年4月30日一部改正	第31条 会費150円→250円
平成16年4月17日一部改正	第24条以下
令和3年4月17日一部改正	組織改正による会則の見直し
令和4年4月22日一部改正	ジュニアクラブ廃止に伴う役職名の見直し
令和5年4月21日一部改正	個人情報の取り扱いの追加
令和6年4月18日一部改正	組織改正による会則の見直し

豊田市立竜神中学校後援会 会則

【名称および事務局】

第 1 条 本会は豊田市立竜神中学校後援会と称し事務所を本校内に置く。

【本会の目的】

第 2 条 本会は豊田市立竜神中学校教育振興のために後援することを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的に賛同し、その達成に協力する人をもって組織する。

【本会の事業】

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校施設の充実をはかる。
- (2) 生徒の部活動の振興と教育活動の推進に協力する。
- (3) その他必要な事業を行う。

【本会の会費】

第 5 条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の諸収入をもってこれにあてる。

会費は実家庭で月額 1 口 200 円とする。(1 口以上)

【本会の会計処理】

第 6 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

【役 員】

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-----|---------------|
| 会長 | 1 名 | PTA 会長が兼ねる。 |
| 副会長 | 若干名 | PTA 副会長が兼ねる。 |
| 会計 | 1 名 | PTA 会計が兼ねる。 |
| 監事 | 2 名 | PTA 会計監査が兼ねる。 |
| 委員 | 若干名 | 会長が委嘱する。 |

第 8 条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総理し、会議を召集し、司会をする。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理をする。
- (3) 監事は会計の監査にあたり、その年度の会計を監査し、総会で報告する。
- (4) 委員は委員会を構成し、本会の運営推進にあたる。

第 9 条 本会に顧問を置くことができる。

【役員の任期】

第 10 条 本会の役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

【本会の審議】

第 11 条 総会は全会員で構成され本会の最高決議機関とする。

第 12 条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年 4 月、臨時総会は役員が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき会長が召集する

第 13 条 以下の事項は総会で審議し、承認または決議されなければならない。

- (1) 予算と計画事業
- (2) 決算と実施事業
- (3) 監査報告（記載内容の適正を正しく監査するため 2 名で行う。）
- (4) 会則の改定

第 14 条 総会の定足数は過半数とし、決議は過半数の賛成により可決される。

第 15 条 決議は、次のいずれかの方法に基づき実施すること。

- (1) 招集による決議
- (2) 書面（電子的記録を含む）による決議

＜附 則＞

本会則は昭和 58 年 4 月 30 日より実施する。

平成 31 年 4 月 一部改正・第 5 条・第 8 条・第 9 条

令和 3 年 4 月 会則の見直し 【本会の審議】の明確化

豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河に囲まれ、
輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、
明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

- 緑をはぐくみ、川を大切にして、
豊かな自然を愛しましよう。
- スポーツに親しみ、教養を高めて、
文化の向上に努めましょう。
- 元気で働き、若い力をそだてて、
幸せな家庭をつくりましょう。
- 互いに助け合い、心の輪をひろげて、
あたたかい町をつくりましょう。
- いのちを尊び、きまりを守って、
住みよい社会をつくりましょう。